

3 6 協 定 に つ い て

大手広告代理店での従業員過労死問題で連日紙面を取り沙汰されている「36協定」について今回はQ & A形式で簡単に整理させていただきます。

Q. 36協定とは？

A. 労働基準法で決まっている法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働させる場合や法定休日（1週1日もしくは4週で4日）に労働させる場合に、労働者の代表者と書面での協定を交わし、それを労基署に提出する一連の手続きをいいます。

Q. どんなときでも時間外労働や休日労働は可能なのでしょうか？

A. 36協定で時間外労働や休日労働が認められるのはあくまでも「臨時の場合」のみです。

Q. 時間外労働や休日労働の上限はありますか？

A. 時間外労働については原則として1ヶ月45時間1年で360時間の上限があります。休日労働には上限がありません。なお、特別な事情がある場合に一定の手続きを踏めば時間外労働の上限を超えて時間を設定することも可能です（これを「特別条項」といいます）

Q. 最近よくテレビなどで「かたく」という言葉を耳にしますがこれはなんのでしょうか？

A. 東京ならびに大阪労働局に平成27年4月より設置された「加重労働撲滅特別対策班」のことをいいます。かたくは過重労働による健康被害の防止などを強化するため、違法な長時間労働を行う事業所に対して監督指導、強制捜査、送検などを行っています。

Q. 36協定を交わすにあたって注意することはありますか？

A. 原則として時間外労働は法律上「してはいけない」ことになっております。まずはこの点をよくご理解いただいた上で、どうしても必要な場合に最低限の範囲で時間外労働や休日労働を設定してください。あと今後は労基署の調査も厳しくなることが予想されますがそうでなくても協定の内容は厳守してください。

※今回はスペースの関係で「編集後記」はお休みさせていただきます

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

TEL：06-6809-5092

FAX：06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃